

令和 7 年大井町教育委員会 第 1 回臨時会 会議録

日 時 令和 7 年 8 月 21 日（木）13 時 00 分～13 時 20 分
場 所 大井町役場 3 階 301 会議室
出席委員 夏苺一壽教育長、中條政夫教育長職務代理者、小嶋真希委員、太田吉昭委員、
高橋美恵子委員
出席職員 矢吹高広教育総務課長、有馬清美生涯学習課長
【書記】草柳孝子教育総務課副課長
欠席委員 なし
欠席職員 山本順一指導主事、荻野義信社会教育主事
傍 聴 人 1 人
会議内容

- 1 開 会 夏苺教育長から開会の宣言をする。
会議に入る前に、傍聴の申し出があったので、大井町教育委員会傍聴人規則により許可している旨を伝える。
- 2 議 事
議決事項に入る前に、協議事項を議決事項より先に協議することについて諮る。
議決事項の議案第 13 号の内容が協議事項の協議結果を踏まえたものとなるため、これを先に協議したい。

【異議なしと認める】

(2) 協議事項

- 大井町立幼稚園の今後の運営について
資料により草柳教育総務課副課長が説明する。

(夏苺教育長)

ただいまの説明に関して、質問・意見がありますか。

(小嶋委員)

大井幼稚園で預かり保育、大井第二幼稚園で延長保育をそれぞれ利用した場合、大井第二幼稚園の方が預かる時間が長くなる一方で利用料金が安くなります。同じ町内の幼稚園で差があると、保護者から理解が得られないかと思います。今回、再考していただき、ありがとうございます。

確認ですが、幼稚園の幹事会ではどのような意見が出されましたか。

(矢吹教育総務課長)

相和幼稚園で実施してきた早朝保育・延長保育を、大井幼稚園、大井第二幼稚園で実施することには難しさがありました。今回、大井第二幼稚園で実施することを考えていま

したが、町内の幼稚園で差が出ることは如何なものかと再考しました。その上で、大井第二幼稚園では相和幼稚園に通っていた子に限り早朝保育・延長保育を実施するのがよいと判断し、幹事会へ連絡しました。

大井第二幼稚園長からは、同じ園内に早朝保育・延長保育を利用できる園児と利用できない園児がいることになりますが、保護者へは丁寧に説明していきたいということを伺っています。

(夏苅教育長)

早朝保育・延長保育を幼稚園で実施することは、保育園と同じになってしまうのではないかという意見もありました。

(中條教育長職務代理者)

公平さから考えると、妥当な判断だと思います。今後、大井第二幼稚園の保護者には丁寧な説明が求められると思うので、よろしくお願いします。

(小嶋委員)

これから入園を考えている保護者への説明や情報提供などはどのようにしていきますか。

(矢吹教育総務課長)

認定こども園の整備の関係で、町としては園区をなくす方向で検討しており、改めて幹事会と調整しています。次年度の入園に向けての説明会、町の広報等による公表など、早ければ10月に実施したいと考えています。

(夏苅教育長)

現在の幼稚園の保護者への対応も併せて検討しています。

(高橋委員)

来年度入園する子どもから園区がなくなるのですか。

(矢吹教育総務課長)

まだ詳細は詰めていませんが、基本的には来年度入園する園児からを対象に考えています。

(高橋委員)

その点も併せ、在園している保護者に対して丁寧な説明が必要だと思います。

(夏苅教育長)

まだ調整している段階で、あくまでも教育委員会内部での考え方です。ただ、ご指摘のあった説明については丁寧に対応していきたいと思います。

【他に質問・意見なし 承認される】

(1) 議決事項

○議案第 13 号 大井町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について
資料により矢吹教育総務課長が説明する。

(夏苅教育長)

ただいまの説明に関して、質問・意見がありますか。

(中條教育長職務代理者)

附則の 2 で、「2 年間の暫定措置である」などの文言はなくてもかまいませんか。

(矢吹教育総務課長)

対象となる園児が 2 年間の在園になるため、文言は必要ではありません。

(夏苅教育長)

改正後の別表第 2 は、どのようになりますか。

(草柳教育総務課副課長)

別表第 2 は、預かり保育のみと備考だけの表記になります。相和幼稚園の年中と年少は従前の例により、早朝保育・延長保育・長期休業保育が受けられます。

【他に質問・意見なし 承認される】

3 その他 なし

4 閉 会 夏苅教育長から閉会の宣言をする。